平成22年3月8日 於・農 林 水 産 省 第3特別会議室

農業資材審議会第9回種苗分科会 議事録

目 次

1. 開	会	1
2. あいさ	· つ	1
3. 議	事	
①「重要	「な形質」の指定について	4
②審議		1 9
③農林水	産省知的財産戦略について	2 9
4. 閉	会	3 7

1. 開 会

○浅沼種苗審査室長 それでは、委員の先生方、皆様おそろいでございますので、ただいまから農業資材審議会種苗分科会を開会させていただきます。

私は種苗審査室長をしております浅沼でございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては御多忙のところを御出席いただき、ありがとう ございます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろし くお願いいたします。

本日は小竹委員、桃木委員、鬼頭専門委員、小松専門委員、佐藤専門委員、谷本専門委員、西田専門委員、宮崎専門委員、山岸専門委員が所用により御欠席となっておりますが、本分科会委員の定数7名のところ、本日、5名の委員の御出席をいただいておりますので、農業資材審議会令7条1項の規程に基づきまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

2. あいさつ

- ○浅沼種苗審査室長 開会に当たり、農林水産省を代表いたしまして、生産局担当審議官 の小栗からごあいさつ申し上げます。
- ○小栗審議官 皆さん、こんにちは、生産局担当審議官の小栗でございます。

本日はお忙しい中、またお寒い中を御参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日ごろからそれぞれのお立場で農林水産行政の推進に御理解と御協力をいただいているというふうに思っております。改めて御礼を申し上げます。

この農業資材審議会の種苗分科会でございますが、御案内のとおり、種苗法に基づきまして出願されました品種の品種登録の要件を満たしているかどうかということを判定するための基準を審査基準にさせていただくということに当たりまして、専門家の皆様から御

意見をちょうだいするということで開催するものでございます。御審議いただきます「重要な形質」に基づく審査基準によりまして、今後、登録されることになりますすぐれた品種の種苗が我が国農業の競争力の源になるということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

御承知のように、近年の我が国農業を取り巻く状況というのは非常に厳しくなっておりまして、デフレ等の影響もありまして農業総生産額自体がかなり減ってきているということもありまして、今、ちょうど食料・農業・農村の基本計画の見直しの作業も進めておるところでございますけれども、その中で、何と言いましても農業サイドの所得なり収益を上げていくためにおきましては、川上から川下へという全体の流れの中におきまして、いかに川上に収益を上げていくかということで、わかりやすく言いますと、生産から流通・加工という1次、2次、3次産業の中でできるだけ農業サイドで2次、3次産業までを融合させていわゆる6次産業化といったような取り組みを進めていくべきではないか。その中では、地域におきます産品のブランド化とか、あるいは地域産品の輸出といったそういった広い観点での取り組みが必要になるわけでございますが、その中ではやはり日本におけますすぐれた品種の種苗、そういったものを核とした取り組みというものが重要な取り組みの核になるのではないかということで、この植物新品種の保護というもの、知的財産の確保というのは非常に大事なテーマだというふうに思っているところでございます。

このようなこともございまして、また後ほど参考として御説明を申し上げますけれども、 先般、新たな農林水産省知的財産戦略というもの、これはかつて策定したものの現時点に おけますリバイス版でございますけれども、この新たな知的財産戦略を3月の1日に策定 をいたしまして、その中におきましては、例えば、これは従来からも取り組んでおります けれども、品種登録の審査の迅速化であるとか、あるいは権利の保護の強化であるとか、 その中でも特にこれから発展が期待されております東アジアにおけます、我が国が出てい く際におきましていろいろな権利の保護を強化をしていくという意味におきましては、東 アジア地域におけます相手国の品種保護制度のレベルアップ、そういったようなことも総 合的に取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えて取りまとめたところでご ざいます。これらにつきましてもまた後ほど最後に参考として御説明をしたいと思ってお ります。

いずれにいたしましても、本日はいろいろと盛りだくさんということになっておりまして、我が国においてこれまで出願のなかった4種類の新規植物について新たな審査基準の

作成、それからUPOV事務局が国際審査基準を作成した17種類の植物につきまして、我が国の既存の審査基準を国際基準に準拠させる改正、さらには30種類の植物に係る既存の審査基準の改正に係る重要な形質の作成及び改正、非常に技術的なものですが、それぞれ盛りだくさんな内容となっておりますので、皆様方の十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、あいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○浅沼種苗審査室長 それでは、お手元に配付してございます資料の確認をお願いいたします。

一番上に座席表があり、2枚目に本日の次第でございます。3枚目に委員の名簿でございます。それから資料1といたしまして、「農林水産省告示(重要な形質)の制定について」、資料2といたしまして、本日の諮問でございます。資料3といたしまして、「重要な形質の見直しについて」という本日の説明用のペーパーでございます。それから資料4といたしまして、「新たな農林水産省知的財産戦略」ということで、本文と概要とを対比しております。また最後に参考資料としまして、種苗法と資材審議会の法令集ということでございます。

また、それとは別にクリップどめで3つになっておりますけれども、本日の御審議いただきます重要な形質を実際に審査基準にした形の現在のところの案ということでそれぞれお配りしております。下の方の2分冊が、ちょっと多いのですが、観賞植物類でございます。もう一つのクリップにそれぞれさとうきびとか飼料作物とか果樹・野菜等がとじてございます。

以上でございますが、不足している分はございませんでしょうか。また後ほどお気づき の点がありましたら事務局のほうへおっしゃっていただければと思います。

それでは、本日御審議いただく前に前回、平成20年の12月12日に開催いたしました種苗 分科会での答申を受けまして、資料1にございますように「重要な形質」という形で昨年 の4月1日から一部改正したものを施行しております。その官報の資料でございます。ま た、これらにつきましては広く一般の方もごらんいただけるように、農水省の品種登録の ホームページでも公開しております。

それでは、ここからは審議に入りますので、議事進行は土肥分科会長のほうにお願いい たします。

○土肥分科会長 承知いたしました。

3. 議事

①「重要な形質」の指定について

○土肥分科会長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと存じます。

まず本日の分科会の議事及び議事録は公開、こういう扱いになりますので、その旨、御 承知おきいただきたいと存じます。

それでは、農林水産大臣から本審議会に対し資料2のとおり農林水産植物の重要な形質の指定について諮問がございましたので、その内容について事務局より説明をお願いいたします。

○浅沼種苗審査室長 [p2] それでは、初めに種苗法の概要について簡単に御説明いた します。

新品種を育成した方は農林水産省の知的財産課種苗審査室のほうに出願していただけれ ば、種苗管理センターのほうの栽培試験または種苗審査室の審査官が現地の調査に行き、 品種登録の要件に合致しているかどうかの審査をいたします。登録要件を満たしている場 合には品種登録をされ、育成者権が付与されるということであります。権利の存続期間は 25年、果樹等の永年性植物は30年ということになります。この品種登録されることにより、 種苗、収穫物、また一部の加工品について、業として利用する権利を専有する。実際には この新しい品種を利用する方に対して利用許諾をし、利用料をいただくという形で世の中 に普及していくこととなります。それから、無断利用をした場合には権利侵害となります。 育成者権侵害に対する対抗措置としましては、1つは民事的救済がございます。これは侵 害行為の差止請求ですとか、損害賠償請求、あるいは低商品質な種苗を流通させたという こと等があれば、信用回復の措置も請求できます。また、刑事罰としましては、個人が10 年以下の懲役及び1000万円以下の罰金ということで、また法人は3億円以下の罰金、この 刑事罰につきましては特許法ですとか商標法、著作権法といった他の知的財産権と同じ水 準になっております。また、輸出入に関しましては、種苗法の権利侵害に該当しますので、 こういった権利侵害、育成者権を初め知的財産権を侵害する物品の輸出入につきましては 税関が関税法に基づき輸出入の差止をできる仕組みもございます。

[p3] 種苗管理センターの農場の配置状況でございます。濃い青の部分が栽培試験を やっている農場でございます。北のほうからはばれいしょの原原種の生産とか、南の方で はさとうきびの原原種の生産をやっておりますけれども、つくばの本所と岡山にあります 西日本農場、それから八岳、雲仙と4ヵ所で栽培試験をやっております。岡山の西日本農場が今、栽培試験の拠点として施設整備なり人員の集中的な配置等、拠点としているところでございます。また八岳は高冷地ということで、少し低温を必要とする植物なり、雲仙農場では昼夜の温暖格差、気温の較差を必要とするようなもの、また本所では新しく我が国に導入されるような植物をというような形で分担しながらこの4ヵ所で栽培試験をしております。

- [p4] 保護対象植物は農林水産物の生産のために栽培されるすべての植物ということになります。政令で指定された植物としてきのこ32種類ということになりますが、きのこは学術、科学的には植物には入らないかもしれませんが、政策的には同じように農林水産物の生産という中に含めてきのこも保護対象としております。UPOV条約という国際的な品種保護のための条約があるわけですが、最新の91年条約では締約国はすべての植物を保護対象とする義務がございます。1つ古い78年条約では24種類以上ということで、日本は91年条約に加盟しておりますので、すべての植物を保護対象としております。
- [p5] 品種登録の要件でございます。1つ区別性、これは国内外の公然知られた他の品種、要すれば出願の時点ですでに世の中に知られている品種と重要な形質によって特性の一部または全部に明確な区別性が見られる、明確に区別できるということであります。形質といいますのが、形状とか色とか耐病性、これに対応して形状は丸いとか、色は赤い、耐病性、強い、弱いとか、ある、なしとか、そういった形で特性を評価しております。

もう一つは均一性でございます。これは同一の世代で重要な形質に係る特性の全部が十分に類似していること、要はまいた種からすべて同じものができるということでございます。3つ目が安定性でございます。これは増殖後も重要な形質に係る特性の全部が安定していること、要は何世代増殖を繰り返しても同じものができるということでございます。この3つが品種そのものに必要になる要件でございます。4つ目が未譲渡性でございます。これは日本国内において出願の日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物が業として譲渡されていないことということであります。要は、最初に譲渡した日から1年以内に出願しないと新品種として認められないということになります。外国で譲渡された場合には、日本において出願の日から4年前という形で、また果樹等の永年作物であれば6年前というようなことになっております。5番目が名称の適切性でございます。品種の名称が既存の品種ですとか、あとは登録商標と紛らわしいものではないこと、品種の識別をする唯一の手がかりがこの名称になりますので、これらが既存の品種と紛らわしい

ですとか、あるいは商標が取られていますと独占的に利用する権利が認められていることになりますので、だれでも使える名前として品種名称には商標権が取れていないものを使うということであります。

- [p6] 実際に重要な形質といいますのが品種登録の要件として、区別性、均一性、安 定性を審査するための要素でございます。この重要な形質以外の形質で差異があっても区 分性は認められません。また、均一性、安定性については、均一性であれば調査する個体、 集合の中でそれぞれの個体が区別性が見られない形になるということです、逆に言います と。ばらつかないというのは、その区別性の要件を満たすほどばらつきがないということ になります。それから、我が国ではUPOVの指針に基づきまして重要な形質具体化したも のを審査基準として使用してきております。これはUPOVでは特性審査のための一般指針 というものを出しております。特性審査に用いる形質の要件の1つ目としまして、一定の 遺伝子型またはその組み合わせの結果発現するものということで、要は遺伝的な形質であ ることということで、たまたま日当たりのいいところに植えてあったとか、そういった環 境条件によっていつもと違う形質のように見えるというものは審査の要件に使えないとい うことであります。また、ある環境条件のもとでは十分な一貫性、再現性があるもの、3 つ目としまして、品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるものということでござい ます。具体的に定義ができる、その形質について何を見るのかということが十分詳細な定 義ができ、認識が可能なものであること、それから均一性の要件、安定性の要件を満たす ものということ、基本的な指針としてこういったものを、日本で言えば重要な形質として 用いるということになります。
- [p7] これまでの種苗法の運用状況でございます。上が出願件数、下が登録件数の推移になります。昭和53年に旧種苗法になりますけれども、UPOV条約に則したような形の種苗法になったのが53年からでございます。少し凸凹はありますけれども、大体増加する傾向で推移しております。
- [p8]作物別に登録している植物の割合を見ますと、草花、観賞樹が大体8割近くを 占めております。そのほか食用作物5%、野菜7%、果樹6%というような状況でありま す。
- [p9] 出願者の業種別の状況を見ますと、個人の方が1/4、種苗会社が半分、そのほか都道府県の研究機関、国の研究機関、あるいは食品会社等が占めております。
 - [p10] 今の2つの円グラフを1つにしてみますと、花き・観賞樹につきましては種苗

会社、あるいは個人からの出願登録が多くなっております。食用作物につきましては都道 府県や国といった公的機関からの登録が多いです。それから野菜につきましては種苗会社、 あるいは県の研究機関、果樹につきましては個人が一番多く、次に都道府県等となってお ります。

- [p11] 我々、政策目標としまして、これまでは20年度までに出願から登録までの平均審査期間を2.5年にするということを目標にしてきました。実際に20年度には2.6ということで少し目標に及ばなかったところでありますが、また後ほど御紹介いたしますけれども、新しい農林水産省の知的財産戦略の中で5年後の目標としまして2.3年に短縮していくということを目標としております。
- [p12] 次にUPOV (ユポフ) 条約について御紹介いたしますと、これは1968年に発効したものでございます。植物の新品種の保護に関する国際的な枠組みを規定している。締約国は条約の枠組みに沿ってそれぞれ国内の制度を整備する。91年条約で最新の条約になりますが、これの締約国については新たに加盟する場合には10年以内にすべての植物を保護対象とする義務を負っております。現在、締約国は68ヵ国、これはEUを含んでおります。実際に国の数とすれば67ヵ国プラスEUという形になります。WTOの加盟国が153ヵ国ということでありますので、ちょうどアフリカからアジアにかけてすっぽり抜けたような形で、まだ加盟国は十分ではないという状況であります。このUPOVの事務局には理事会、評議会、管理法律委員会、技術委員会が置かれております。この技術委員会の下で植物ごとのテストガイドラインの検討がされております。作業部会としましては、農作物、果樹、観賞樹、野菜といった植物ごとの作業部会において各国の審査官が集まってテストガイドラインを検討する。その結果は理事会まで上げて採択されたものがテストガイドラインとなってきます。そのほかコンピュータによる統計処理ですとか自動化、そういった部会、あるいはDNA技術を初めとする生化学及び分子技術を検討する部会等がございます。
- [p13] UPOV同盟国におきます出願・登録の状況です。出願数の上位の国、2008年で見ますとEU、EUは27ヵ国共通の品種保護体制がございます。このEUの品種庁に出願しますと、27ヵ国で通用する権利が取得できる。これとはまた別にそれぞれの国別にも23ヵ国は国別の制度を持っています。どちらかの権利が有効になるということで、EU全体で権利を取らない場合には、それぞれ必要な国で権利を取得するというような体制になっております。また個別の制度を持っていない4ヵ国につきましても、このEUの品種庁で品種

登録を受ければ、そういった国に対しても育成者権が行使できるということになります。 2位がアメリカ、3位が日本ということですが、4位に中国がすごい勢いで伸びてきております。また、7位には韓国がございます。この上位10位まで合わせますと大体全体の出願の8割ぐらいを占めるような形になります。最近、UPOVに加盟した国につきましてはまだまだ品種登録等が余り進んでいないような状況であります。全体として見ますとこの赤い棒グラフ、毎年1万2000~3000件の出願があり、1万件程度が登録されているわけですが、権利の有効なものはこの赤い棒グラフになります。最近ではもう8万件の権利が有効となっております。ただ、これは幾つかの国で重複して権利を取っているものもカウントしてございますので、品種の数からするともう少し、2/3ぐらいになるのかと思いますが、重複した出願がされているものが1/3ぐらいございますので、品種の数としては2/3ぐらいかと思います。

- [p14] 日本では海外からどれぐらい出願があるかといいますと、この青いものが全体の数でございます。ピンク色の部分が外国で育成したもの、これは育成地別としておりますので、出願者の住所で分ける場合と育成地で分ける場合とございますけれども、育成地別で今回整理したものを御紹介いたしますと、全体の37%、約1/3が外国からの出願となっております。
- [p15] 具体的にはオランダからの出願が37%と、毎年トップはオランダでございます。 以下、ドイツ、アメリカ、イスラエル、デンマーク等からの出願が来ております。
- [p16] 国際的な審査協力の推進ということでございますが、UPOVの中では審査登録事務の合理化、審査期間の短縮等、業務の効率化のために最初に出願があった国で栽培試験がされれば2番目、3番目の国ではその結果を利用できるように審査基準、あるいは栽培試験の方法等の調和を図るように取り組みを進めております。日本の場合にはEUと18年の11月に合意しております。EUが先ほど御紹介したとおり品種登録の一番多い地域でございます。日本と特に重複した出願があるのがバラ、ペチュニア、カリブラコア、キク、バーベナ等でございます。こういったものを対象に審査基準の調和、あるいは栽培試験方法の調和、審査官の交流等を進めております。今後さらにカーネーション、カランコ工等、順次拡大を検討しているところであります。また、ベトナムとも19年の10月に合意しております。ただ、ベトナムはまだUPOVに加盟して浅いということでありますので、将来的には植物ごとのいろいろな審査結果の交換等をしたいと思っておりますけれども、当面は審査体制の整備とか審査官等の人材育成に協力をしていくこととしております。また、韓

国、中国、オーストラリアとも審査協力の可能性について今協議、検討を行っているところであります。また3番目としまして、東アジア品種保護フォーラムの設置ということで、20年の7月に日本がASEANの場で提案しまして、ASEANプラス日本、中国、韓国の13ヵ国で東アジア地域における品種保護システムの共通基盤を構築していこう、そのための多様な協力活動を展開しようということで、今活動を進めております。

[p17] 実際に東アジアにおける新品種保護制度の整備状況ですけれども、日本、中国、 韓国、それとシンガポール、ベトナムがUPOV条約に加盟しております。中国は1つ古い 78年条約ですので、まだすべての植物を保護対象にするというところまでは行っておりま せんが、韓国も加盟から10年以内にすべて保護対象にするということで、昨年の5月にこ こに挙げていますいちご、きいちご、温州みかん等を除いてすべて保護対象となっており ます。もう一歩というところであります。また、シンガポール、ベトナムも加盟から10年 以内にすべてを保護対象とするということになりますが、まだこれからというような状況 であります。そのほかフィリピン以下、それぞれ品種保護制度があり、ミャンマーとブル ネイは今、制度を検討しているという状況であります。実質、動いておりますのがフィリ ピン、マレーシア、タイ、インドネシアまでです。カンボジア、ラオスは種苗だけではな い、特許とか、そういった知的財産権全体の制度の中に種苗、品種保護もするようなこと が含まれてはいるのですが、実態としてまだ制度は動いていないというような状況であり ます。また一番下に注書きで書いておきましたけれども、台湾もいろいろございまして、 この東アジアフォーラムの中には入っていないのですが、台湾もUPOVの91年条約に相当 するような品種保護制度を整備しております。2月現在で124種類の植物を保護対象とし ており、近いうちにすべての植物を保護対象にしたいというような意向を聞いております。

[p18] 続きまして、諮問の説明に移ります。

〔p19〕先ほど一度御説明しましたように、UPOVには一般指針という特性審査に用いるための形質の要件という考え方を整理したものがございます。これとは別に、個別のテストガイドラインの検討も進めております。

[p20] この重要な形質につきましては、下の図になりますけれども、今、UPOVのテストガイドラインは255種類の植物についてつくられております。日本の場合にはすでに590つくっております。UPOVのテストガイドラインがあり、我が国でも審査基準を持っているものがこの重複している部分が173種類でございます。昨年、一昨年とこの国際的な標準テストガイドラインに揃えるということで、79種類は国際基準に沿って改定をして

おります。今回諮問しておりますのが17種類の植物ということでございます。UPOVではまだテストガイドラインはつくっていないけれども、日本で作成済みのものにつきましては、先ほど御紹介しましたUPOVの技術作業部会等の場で、UPOVのテストガイドラインとすべく提案等をしているところであります。国際調和をするための原則としまして、UPOVテストガイドラインに準拠するということになりますが、EUとの審査協力に当たりまして、UPOVのテストガイドラインにない形質の追加もしております。このテストガイドラインといいますのは、条約で義務づけられているものではなく、それぞれ参考にするというもので考え方をそろえていくということでつくられているものでございますので、必ずしもこのテストガイドラインに縛られる義務はないわけですが、出願の状況からしますと、こういった国際的な標準となるものに移行していく必要があると考えております。ただ、病害虫抵抗性などのような国によって必要性の異なる形質につきましては、実態に即して追加することとしております。

- [p21] 実際にバーベナの審査基準を例に御紹介いたしますと、一番左端に形質番号、1、2、3という通し番号が振ってございます。その次にUPOVの形質の番号、この形質というところで日本語と英語で書いてございます形質番号1番であると「草姿」というふうに日本語で書いてございますが、ここの部分が重要な形質に相当する部分でございます。この重要な形質に対して定義ですとか調査方法とか、状態区分、あるいは標準品種、こういったものを加えたものが審査基準というふうなものになります。従来、重要な形質という部分につきましては、かなり大ぐくりな形質を入れておりました。そのもう一つ下のレベルで局長決済という形でつくっておりましたけれども、この審査基準全体は局長決済でつくるのですが、さらにそれを細分化したような形質を入れた審査基準ということにしておりましたけれども、今見直す中で、すべて形質については重要な形質に格上げするような形で、細分化したものを重要な形質として定める。それに対して定義なり状態区分等を局長決済で審査基準として加えたものをつくるということにしております。
- [p22] この16番、17番の形質につきましては、UPOVの形質番号が入っておりません。これはUPOVのテストガイドラインにはないけれども、EUとの調整の中で日本から提案して、日本ではこういった、例えば一重、八重の区別をするようなことでこういった品種ができているということで、こういった形質も加えるべきだということで、日本の基準をEUのほうの基準にも加えております。こういった形で基準をそろえております。
 - [p23] 最終的には形質番号34、UPOVの形質が32ということで、2つ加わった形で審

査基準としております。

- [p24] それでは、それぞれの植物について説明をしてまいります。これまでに出願がなかった植物について、新しく審査基準をつくるためにまずは重要な形質を定める必要があるもので、この4つの植物でございます。
- [p25] グレコマ ヘデラケア、ザミオクルカス ザミーフォリア、じゃのひげ、デロスペルマという4種類の植物でございます。これらは今まで日本ではまだ出願がなかったということでございますが、一部の植物についてはすでに何らかの品種のような形で市場では取引されたりしているものもございます。個別の具体的な形質については御説明はいたしませんが、まだこれらはほかの植物に比べますと重要な形質の数が少ないような状況でございますけれども、これは今後の出願なり品種のいろいろな育成が進む状況を見ながら、さらに細かい重要な形質を必要に応じて定めていくこととなろうかと思います。場合によってはこの1回限りで出願がないかもしれませんが、この後、引き続き出願があれば、さらにこういったそれぞれの形質を見ながら追加を図っていきたいと考えております。
- 〔p26〕次にUPOVのテストガイドラインに準拠して全面的に見直すものでございます。 これがここの17種類であります。
- [p27] いちごでございます。いちごは日本の審査官が改定案の取りまとめ等もやって おります。
 - [p28] グズマニアでございます。
- [p29] それから、けいとう。それぞれ現行の基準が1、2、3、4という数字を振った上で草型とか草丈となっておりますけれども、それぞれの形質を今まで使ってきた審査基準をUPOVのスタイルにそろえながら、細分化した形で改正案というような形にしております。
 - [p30] これはさとうきびでございます。
- [p31] それからシュルンベルゲラ、これは旧ジゴカクタスと呼んでいたものですが、 これにつきましてはUPOVの呼び方にそろえております。ジゴカクタスはシュルンベルゲ ラの異名というような形でUPOVのほうはされておりますので、日本はこれはそろえて、 括弧して「(旧ジオカクタス)」というふうに明示をしております。
 - [p32] ゼラニウムでございます。
 - [p33] それからダリア。
 - [p34] とうもこし。

- 〔p35〕トルコぎきょう。
- [p36] ネメシア。
- 〔p37〕ぶどう。
- [p38] ペラルゴニウム グランディフロラム。
- [p39]ペンタス。ペンタスにつきましては、これまで区分名を「くささんだんか」としておりますけれども、これは種を対象としてつくっていたものを属という範囲に適用するという形で、区分名も「さんだんか」は種をあらわす区分名になりますので、「ペンタス」という属名にして変えております。
 - 〔p40〕ポインセチア。
 - [p41] マーガレット。
- [p42] りんご。りんごにつきましては上から4行目の「新しょうの姿勢」というところが、事前に委員の皆様にお送りしたものから変更しているものでございます。これは委員の御指摘を受けて、「樹姿」という形でくくっていたのですが、台木の場合には「樹姿」というよりは「新しょうの姿勢」というほうが適切な表現だということで、ここは変更しております。
- [p43] それから続きでございますが、真ん中のあたりに「果皮を被う色の濃淡」というところがございます。「果皮を被う色」というのはこの前後に幾つか出てくるのですが、ここのところは「果皮の着色の濃淡」としておったのですが、用語の統一をはかるべきだという御指摘を受けて、ここも修正をしております。
 - [p44] ロードデンドロンでございます。
- [p45] 今回、UPOVの基準はまだできていないのですが、UPOVの指針に沿って再度 我が国の審査基準を作成・改正したことに伴って、重要な形質を大ぐくりの形質から細部 の形質に定め直すものでございます。
 - 〔p46〕あきにれ。
 - [p47] アルクトティス。
 - [p48] アロエ ノビリス。
 - 〔p49〕イレシネ リンデニー。
 - [p50] エオニウム。
 - [p51] グラプトペタルム。
 - [p52] クリサンセマム ムルチコーレ。

- [p53] グロキシニア シルバティカ。
- [p54] しろクローバ、これは区分名、「しろクローバー」と伸ばしておったのですが、伸ばさないほうが適切だということで、区分名も伸ばす棒を取っております。
 - [p55] それからせいようわさび。
 - [p56] よそご。
 - [p57] ちぢみざさ。
 - [p58] バジル。
 - [p59] はすのはぎり。
 - [p60] はなびらたけ。
 - [p61] ハパイヤ。
 - [p62] ヒロケレウス ウンダツス、ドラゴンフルーツのことでございます。
- [p63] フォルミウム、これもニューサイランから、旧重要な形質は種で定めていたものを今回、属の範囲で定めるということで、フォルミウムに区分名も変更しております。
 - [p64] それから、ほんしめじ。
 - [p65] まいたけ。
 - [p66] まさき。
 - [p67] ユーホルビア ヒペリシフォリア、おとぎりばにしきそうです。
 - [p68] それからライティア アンチディセンテリカでございます。
- [p69] 次が形質の追加、用語等の適正化のため見直すものということで、新しい形の重要な形質として定めておるのですが、さらに用語の適正化のほか、形質の追加を行うものであります。
- [p70] ソルガムにつきましては、真ん中辺の赤い部分につきまして、変更した部分は赤い色にしておるのですが、この上のほうは「頴」という字がひらがなだったものを漢字にしておるものでございます。下のほうも同じように「頴」を漢字にしております。一番下に「茎の甘味」、「紫斑点病抵抗性」、これは出願の動向を見ながら新しく形質を追加するものでございます。
- [p71] それからディアスキアにつきましても、一番上の「株の幅」は用語をほかの植物とそろえたということでございます。真ん中の「下唇弁の側弁の反り」については、「反りの強弱」というような形で表現を適正化しております。それから下のほうの部分についても「腺状突起分泌腺という言葉を「腺状突起」というふうに変更しております。そ

れから「上唇弁の中央部の目の色」も「上唇弁」を「花冠」という表現に適正化しております。

「p72〕それから、とうがらしでございます。とうがらしにつきましては、下のほうの「タバコモザイクスイルス抵抗性、トウガラシマイルドモットルウイルス抵抗性」、ここの部分につきましてはUPOVのテストガイドラインにまだ十分うまくそろっていない感がありましたが、最終的にきっちりした形でここをそろえたものでございます。トマトモザイクウイルスも加えたこの3つのウイルスについては「トバモウイルス抵抗性」という形で用語を適正化しながら、審査基準の中身についても見直しをしております。それから、「青枯病抵抗性」については、出願の状況を見て、日本のほうが独自に追加する形質でございます。

[p73] なす(ばれいしょを除く)ということでございますが、まず「茎のとげの有無」、今、とげのない品種が出てきているということで、この「茎のとげの有無」というものを追加するものでございます。また、「葉身の緑色の濃淡(観賞用品種を除く。)」とし、さらに葉身が緑色以外、観賞用品種には緑色以外のものもあるということで、こういった観賞品種に限った形で色の形質を具体的に特性を表記できるように変えております。一番下に、色を反転するのを忘れてしまいましたが、「単為結果性の有無」という部分についてもこういった品種が出てきているということで、今回追加するものでございます。

[p74] それから、ひまわりにつきましては、葉の色につきましては色名を書くのではなく濃淡を入れるということで用語を適正化するために修正しております。それから、花型については日本では一重、八重のひまわりがございますので、これもUPOVの基準にはないのですが、今回、一重、八重というものを、形質としてありますので、独自に加えるものでございます。

[p75] それかららっきょうでございますが、これもらっきょうは食用だけではなく観賞用も出てきているということで、前回、重要な形質の改正等をしたわけなのですが、さらに観賞用品種について、例えば花房の直径とか、そういったものについては観賞用品種に限って見るというような形、あるいは分球数については食用品種に限るというような形で、食用、観賞用の重要な形質の適用を整理したものでございます。

[p76] それから、レタスでございます。レタスは「レタスビッグベイン病抵抗性」ということで、こういった品種の出願がございますので、この病気に関する形質を追加するものでございます。

[p77] それから、区分名を適正化のために見直すものということで、①のくろみのうぐいすかずらについては、「かぐら」が正ししかったということで、これは事務局のミスでございますが、訂正するものでございます。それから、くささんだんかは先ほど御説明しましたけれども、種から属へこの適用範囲を広げるということで、「ペンタス」という属名に変更しております。同様に、ニューサイランについても「フォルミウム」に変更する。それからあかクローバ、しろクローバについては、伸ばす棒は必要ないということで、これは訂正するものでございます。

それから、審査基準で本日お配りしております資料は両面コピーをしておったのですが、 片面、欠けているものがあるようなので、今、大至急印刷をしております。申しわけござ いません。かなり抜けているものがあったようでございます。済みませんでした。

以上につきまして、今回の諮問の内容につきましては重要な形質として告示することになりますので、種苗法の規定に基づきまして審議会の御意見を聞くということにされておりますが、これに加えて行政手続法によりまして、行政機関がこういった政令、省令を定める場合にはパブリックコメントを行うとされております。昨年、11月にパブリックコメントを募集しましたが、意見はございませんでした。

また、今回、告示するに当たりましては法令審査がこれからございますので、一部法令 審査の過程で重要な形質そのものを変更するというものではないと思いますが、表現ぶり 等、文言の修正等がひょっとしたらあるかもしれないということで、ある場合にはそこは 事務局のほうにお任せいただければと思っております。

諮問については以上でございます。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、多数ございましたけれども、御質問等がござい ましたらお願いをいたします。

前嶋委員、どうぞ。

○前嶋委員 ちょっと入り口の質問で恥ずかしいのですけれども、きょうの諮問の最初の、これまで出願のなかった植物種類について重要な形質を定めるということで、現行と改正案で、現行には重要な形質がないということでございますが、今度、改正案では重要な形式を固めることになりますと、例えばグレコマ ヘデラケアという植物については、一番最初に出願した人がその植物の品種の権利を持つということになって、独占的にされるということになるのですか。

- ○浅沼種苗審査室長 いえ、すでにこういった植物は存在はしていますので、新品種かど うかということの審査をした上で、その品種について権利が付与されるということになり ます。ですから、既存の従来から……。
- ○前嶋委員 でも、重要な形質が決まっていなかったのに、今度決めたからといって、今までの、新品種か新品種ではないかわからないわけでしょう、その基準のもとになる形質がなかったということですから。そうではないのですか。
- ○浅沼種苗審査室長 ええ、ですから今まで従来からあった品種、すでに品種としてはい ろいろなものが存在、日本にあるかどうかは別としまして、世界中を見ればいろいろな品 種が今までもあったわけなのですが、それに対して今回出願されたものがどのような区別 性があるかということを判断するための基準として今回定めることになります。
- ○前嶋委員 そうすると、何となくあるのですね、まず重要な形質らしきものは。そうい う認識でいいのですね。
- ○浅沼種苗審査室長 はい。
- ○前嶋委員 今まであったグレコマ ヘデラケアというものについてはこんなものだろう というものがある。その上で、こんなものではない重要な形質部分をこうやって固めれば 新しい品種かどうかということがわかる、決められると。
- ○浅沼種苗審査室長 通常であれば、例えば花であれば花の色というのはどんな植物の種類が出てきても、まず花の色というのは重要な形質に該当するというような定番の形質が幾つかあります。さらに植物の種類によってはとげだとかいろいろなものがあるのですが。○前嶋委員 例えば、花の色だったら白も黄色もピンクもあるかもしれない、もともと。あるかもしれないし、ないかもしれないものを、重要な形質で花の色と固めた途端に、これは新品種ですねというふうにだれが決められるのかという、そういう素朴な疑問です、私が言っているのは。それはできるのだと言われれば、もう専門家の方にお任せする話だということです。
- ○浅沼種苗審査室長 形質は花の色だけではありませんで、いろいろな形質を組み合わせることによって特定の品種を指すというような形で、これは品種の特性表というものが最終的にでき上がるのですが、花の色とか草型とか葉の形とか切れ込みとかいろいろなものが二重、三重、多分今回のものはまだそんなに数はないのですけれども、二重、三重にできて、さらに次に別の品種として育成されてきたものがあって、ここを見なければ区別性として、本来違う品種だというのは明らかなのだけれども、重要な形質が足りないのであ

ればそれを加えていくような形でまた新しい特性を持った、耐病性ができたところがあれば、その耐病性を重要な形質に加えながら品種として別なものだということを定義していくための重要な形質を追加していくことになります。

- ○前嶋委員 素人が見たときわかりやすいのは、今回、きっとこういう品種というか、作物について出願があったのでしょう、今までと違うだろうということで。それで追っかけで重要な形質をこうやって決める。だから、本当は一番わかりやすい、もしもわかれという意味であれば、今までグレコマ何とかについてはこういう、例えば花の色は自なのだけれども、今回、赤い色だという出願があったのでこういうことを決めましたよというのが少しあるとわかりやすいなという、見たことも聞いたこともない植物なので、そういうことです。
- ○浅沼種苗審査室長 我々が審査基準をつくる際には、そういった品種を幾つかコレクションされてしいる県とか植物園とかいろいろなところに委託をしたり、あるいは調査に行ったりして。
- ○前嶋委員 最初の絵のほうに現地調査とかそういうのがありますから、そういうことな のでしょうね。
- ○浅沼種苗審査室長 現地調査は別にやっております。
- ○前嶋委員 わかりました。

それから2つ目ですけれども、26ページのUPOVのテストガイドラインに準拠して見直すという意味は、これは新たに例えばいちごだろうがさとうきびだろうが、とうもろこしだろうが、りんごだろうが、ぶどうだろうが、出願があってこういう形質を定めることにするよということではなくて、さっきの重なっている部分のところについて、UPOVのテストガイドラインにのっとった表現で変えますよと、そういう意味ですね、これは。

- ○浅沼種苗審査室長 そうです。
- ○前嶋委員 そういう理解でいいのですね、新たに出願があってどうのこうのということ ではないのですね。
- ○浅沼種苗審査室長 そうです。
- ○前嶋委員 それから、これもわからなかったのですけれども、76ページのらっきょうなのですけれども、赤字で食用品種と観賞用品種に限るという表現で注意書きがついているのですけれども、これはだれが観賞用品種にするとか食用品種にするというふうに判断するのですか。それは権利者との関係ではどういうふうに理解すればいいのですか。食べる

か見るかは消費者の自由だと思うのですね。育成する段階では、これは食べる用につくったのだとかそのときに言い逃れられるというか、そういう関係はどういうふうにこれは理解すればいいのですか。

- ○浅沼種苗審査室長 原則は出願者のほうが用途として観賞用とか食用と書く欄がありますので、そこに書いてきたものでもって判断しております。
- ○土肥分科会長 前嶋委員、今の回答でよろしゅうございますか。
- ○前嶋委員 よくわからないけれども、これ以上聞いてもわからない。
- ○山口課長補佐 ちょっと補足させていただいてもよろしいでしょうか。先ほどの新規植物の御質問の件ですが、新規植物については、初めて例えば出願があって新しい植物だというときには、まず新規植物についてどういう形質、特性を持っているものかということを調査をさせていただいております。それで、この例えばグレコマ ヘデラケアの場合にはどういうところを見れば品種を区別することができるのかというのを調査した上で、それで粗々、こういう形質を見れば区別性が見られるなというところを目星をつけまして、それで基準案の原案みたいなものをつくっております。それと並行して、その基準案の原案の形質が重要な形質案として今回御提示させていただいておりまして、まるきり何かがあったわけではなくて、何もないところからつくるようなイメージをしていただくのがわかりやすいのではないかと思います。ですから、今回の4種類についてはそれぞれその新しい植物の中ですでにもう売られているものもございますので、そういったものと今回出願されたものとを見せていただいて、どこを見れば区別性が確認できるのかということで形質を洗い出すような作業をしてから、基準案なり重要な形質案をつくらせていただいております。

それから、先ほどのらっきょうの件でございますが、らっきょうについては確かに委員がおっしゃるように、例えば出願者の方が、これは両用だというふうな場合ももちろんあると思いますので、例えば生食用でもあるし、観賞用にも使える品種を今回つくったのだよというふうなことで言われておれば、その両方の形質について調査をさせていただくこともあり得ます。

- ○土肥分科会長 だから、両方の形質について調査をして、食用であるというふうに出願をされた方がおっしゃっても、他の重要な形質と比較して新しい品種かどうかということを見ていくと。
- ○山口課長補佐 らっきょうの場合はですね。

- ○土肥分科会長 もちろんらっきょうの場合ですけれども、そういうことですね。
- ○山口課長補佐 はい。
- ○土肥分科会長 ほかに御質問はございますか、たくさんございまして、特にらっきょう などは前回やったばかりでございますけれども、また追加をするということのようでございます。

②審 議

○土肥分科会長 もし御質問がなければ諮問事項についての審議ということに入りたいと 思いますけれども、今回は野菜、果樹、飼料作物、花き類、工芸作物、きのこ、これらに ついて見直し案を示されておりますので、最初にこれらを御専門とされておられる委員か らコメントをちょうだいできればありがたいと考えております。

まずどうでしょう、野菜につきまして、篠原委員、北専門委員からお願いできますでしょうか。

では、篠原委員、いかがでございましょうか。

- ○篠原委員 私、きのうまでずっと海外出張しておりまして、きょうもずっと午前中やっておりましたので、これを読む時間がないまま来ておりますので、申しわけないのですが、 北委員から。
- ○土肥分科会長 そうですね、わかりました。
- ○篠原委員 申しわけないです。
- ○土肥分科会長 それでは、北委員、お願いできますでしょうか。
- ○北専門委員 はい。それでは、野菜に関して少し気がついたことをお話しさせていただきます。

全体としては大変よくまとまっていると思うのですが、個別に細かい形質に注目します と幾つかありますので、申し上げさせていただきます。

全体としては1つありまして、いちごの炭そ病、それからピーマン、とうがらしの青枯病、レタスのビックベイン病で、これは言葉の話なのですが、植物病理学的には「罹病性」という表現が、これはいいのですけれども、「やや抵抗性」とか「高抵抗性」とかいうふうに表記されていますので、オープンにされるときには、普通は「中度抵抗性」とか「高度抵抗性」とかいう専門用語を使うかと思いますが、それが使えればそのほうがより

よいのではないかと思いました。それは御検討していただければ結構です。

- ○土肥分科会長 今の件は具体的には何ページのところでしょうか。
- ○北専門委員 いちご、ピーマン、とうがらし、レタス、この3つは共通して病気の特性限定項目がありまして、いずれも最後のほうのチェック項目になると思いますが、例えばいちごですと16ページの63番、64番という項目になります。形質番号で63番、64番です。ここの右のほうを見ていただくと、「状態」というところがあって、「罹病性」、「やや抵抗性」、「高抵抗性」と書いてあると思います。「罹病性」はいいのですが、2番の「やや抵抗性」、「高抵抗性」というのは、病理的には普通は「中度抵抗性」、中程度という意味の「中度」ですね。それから「高度抵抗性」と、こういうふうに記載することが多いのですが、その辺、御検討していただければと思います。
- ○山口課長補佐 ありがとうございます。
- ○北専門委員 同じようなことが今申し上げましたピーマン、とうがらしの青枯病、やはり同じように16ページの58番の項目でございます。それから、レタスのビックベインで11ページの42番でしょうか、よろしいですか。
- ○山口課長補佐 はい、ありがとうございます。
- ○北専門委員 それからもう一つ、どの作物も生育周期について「2生育周期」というふうに書いてあるのですが、これは申請するほうからすると、「2生育周期」というのは2年栽培することなのか、2回栽培することなのかちょっとわからなかったものですから、これはどういう内容なのか教えていただければと思いました。
- ○土肥分科会長 これは御質問ですので、お願いいたします。
- ○山口課長補佐 生育周期を2回栽培する。
- ○北専門委員 例えば、こまつなとかほうれんそうの場合は短い期間に2回栽培できますが、秋に栽培すると決めたとすれば、ことしの秋につくって来年の秋またつくってということになるのですが、それはどういうふうに。
- ○山口課長補佐 通常のいわゆる栽培型で2回つくるということになります。
- ○北専門委員 そうすると、周年いつでもいい場合は続けて2回、トントンとつくること も2生育周期というふうに考えていいわけですね。
- 〇山口課長補佐 そうですね。基準に特段の定めがない場合には、そういうことも理論的 には可能だということでございます。
- ○北専門委員 わかりました。それは全体に関しての御質問です。

それから個別に少しよろしいでしょうか。

- ○土肥分科会長 はい。
- ○北専門委員 いちごについて、「果柄の長さ」という項目がありまして、7ページの形質番号23番ですが、これは調査の時期が特に特定されていないのですが、一般にいちごを栽培すると、これは生育時期によってかなり長さが変わるものですから、調査の時期を特定したほうがいいのではないかと感じました。

次、よろしいですか。

- ○土肥分科会長 はい。ありがとうございます。
- ○北専門委員 それからとうもろこし、これは標準品種が例示されておりませんけれども、 これはいずれ入るのでしょうか。
- ○山口課長補佐 はい、これから入れる予定にしております。
- ○北専門委員 わかりました。

あとは余り細かい点は、よくできていると思いますので、これでよろしいかと思います。 以上です。

- ○土肥分科会長 ありがとうございました。それでは、果樹についてお願いできますでしょうか。小池委員、お願いします。
- ○小池委員 私のほうは事前に少しコメントを申し上げておりまして。幾つか細かい点は ございましたけれども、きょうの案では修正されている点がございますので、もう一回確 認の意味で申し上げてもよろしいでしょうか。
- 〇山口課長補佐 はい。
- ○小池委員 ぶどうにつきましてなのですが、調査表のほうなのですが、一部、ページで申し上げますと17ページなのですが、重要な形質の調査のイラストがございますけれども、「新しょう先端の開度」という表現がございまして、この判断がそこに表示してあるように、イラストにAというような表示がございまして、その葉の状態が同じステージでの新しょうが品種によってこのように開度が違ってくるというようなことが1つの区別性の判断として示されているわけでございますけれども、このステージの違いなのか、葉っぱについては「physical age」というような表現があるのですが、品種でこれだけの差が出るかどうかを再度、UPOVのほうと確認をいただきたいということだけコメント申し上げておきます。
- ○土肥分科会長 よろしいでしょうか。

- ○山口課長補佐 今度UPOVの会合がありますので、そのときに確認いたします。
- ○小池委員 よろしくお願いします。

それから、りんごにつきまして幾つかございまして、ページが8ページのところで果実の形のところなのですが、前回は「断面の形」というようなことになっておりましたけれども、全体の形を立体で表現しているということに判断をいたしまして、今回、「果実の形」というふうに直していただきまして、調査、小さな項目については6番に「球形」とございますけれども、前回までは「円形」というような表現になっておりましたが、「球形」ということに直していただいたということでございます。

あとは先ほど説明をいただきましたけれども、10ページにあります「果皮を被う色」ということの判断基準ですけれども、「果皮の着色」というような判断がございましたけれども、37番の項目についても「果皮を被う色」というような面積ということで表示がありますので、38ページも「果皮を被う」というようなことで統一をしていただいたほうがいいということで指摘申し上げまして、そういった形で修正をしていただいております。

あとはりんごの台木の項目なのですが、細かな点なのですけれども、1ページのところで「1年生の発根苗」ということがありまして、りんごの場合は前回、「挿し木」というような表現があったのですが、いろいろな方法で繁殖いたしますので、挿し木に限らず発根した苗木を提供していただくということで、「発根苗」に直していただいたということです。

あと3ページの3番の項目の「新しょうの姿勢」ということがございますけれども、前回は「樹勢」というようなことで木の形というようなことだったのですが、台木植物というのは一般に大きな木にせずに新しょうが出たスタイルを比較いたしますので、こういったスタイルに修正をしていただいたということでございます。

あとほかの果樹については特別ございませんので、これでいいと思いますので、以上です。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

UPOVで確認いただく点以外のところはもうすでに対応しておるということですね。

- ○小池委員はい、コメント申し上げて修正していただいておりますので。
- ○土肥分科会長 ありがとうございました。

それでは、次なのですけれども、飼料作物について、近藤委員、お願いいたします。

○近藤(聡)専門委員 それでは、とうもろこしですが、全体的にはこれで結構なのでは

ないかというふうに思いますが、私が携わっているのは特に飼料用のとうもろこしが主なのですが、やはり現場でも耐病性というのは非常に重要な形質になりますし、最近、種の品種間差もかなりはっきり明瞭に区別されるということで、恐らく試験場の先生方にもいろいろ御意見は聞かれているのではないかと思うのですが、できれば主要な病害については加えていただければというふうには思います。ただ、前にも審査会の中で、牧草のところでちょっとお話しさせていただいたことがありますけれども、重要な病害について追加する必要があれば、随時追加を申請するというような形で追加をすればよろしいのではないでしょうかというようなお話だったので、これら、とうもろこしだけではないのですけれども、ほかの作物についてもここに記載されていない病害については追加ということで、品種間差がはっきりしているような病気であれば追加を申請すればよろしいのではないかと思っておりました。その辺、少し確認させていただければと思います。

それから、とうもろこしで耐倒伏性が加わっているのですが、以前の審査基準にもあったかと思いますけれども、やはり飼料用のとうもろこしでは非常に重要な形質ですので、 重要な形質として加えていただいたということは非常に結構なことだというふうには思っております。

ただ、ではどうやって耐倒伏性をはかるのだという物差しがカッチリしたものがないので、この辺はかなり試験を積み重ねないと強弱を判定するというのは非常に難しい、客観的に判定するというのは非常に難しいのではないかというところがあります。だから、ここで先ほども委員の方から少し話がありましたけれども、標準品種については、やはり標準品種との差で強弱を判定していくというようなことになろうかと思いますので、できるだけ早く標準品種の階級値を決めていただければ、申請出願するときに、するほうの側としては非常に作業がしやすいというか、判断がしやすいということになるかと思いますので、耐倒伏性だけではなくてほかの形質もそうですけれども、やはり早めに標準品種を決めていただければというふうには希望しております。

あとしろクローバ、ソルガム等については今共通で話をさせていただいた部分以外については特にございません。以上です。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

今委員におっしゃっていただいたところというのは、UPOVテストガイドラインに準拠してこう見直すという、そういう事務局の提案のところでございましたね。そうする、今委員がおっしゃった病害性等については今回、外しているわけですけれども、UPOVガイ

ドラインに合わせるとそれはないのですか。

- 〇山口課長補佐 そうですね。病害の関係は世界的な統一というよりは、それぞれの国で 必要なものが違いますので、日本でもそういった病害抵抗性の品種が開発されるのであれ ば、我々もまた重要な形質の追加を検討いたします。
- ○土肥分科会長 追加する。
- ○近藤(聡)専門委員 そうですね。我々も実際にはかなり幾つか重要な病害抵抗性については強い、弱いを判定しながら品種を選んでいるという状況がありますので、これは民間でも試験場の方でも同じだと思います。ですから、実際に実態としてありますので、日本で重要だというふうに判断されている病害というのは幾つかございますので、ソルガムについては紫斑点病が追加されていますので、確かにこれは重要病害ですので、それは結構だと思いますが。
- ○土肥分科会長 そうすると、そういうものが出てきたときに追加していくという、そういうことでもよろしいのでしょうか、委員のお話は。
- ○近藤(聡)専門委員 それでよろしいのでしょうかという質問でございます。
- ○土肥分科会長 どうぞ。
- ○浅沼種苗審査室長 それは測定方法とあわせてということになりますけれども、またそういうときには我々も検討いたしますけれども、データの提出、取り方なり、そういったところでまた御相談させていただく場合もあるかと思いますが、基本的にはそういう場面で適宜追加していきたいと考えております。
- ○近藤(聡)専門委員 はい。
- ○土肥分科会長 そういうことで、ありがとうございました。それでは、花き類について神田委員からお願いしたいと存じますが。
- ○神田専門委員 まず1番目の新たに重要な形質を定めるものについては大きな問題はなく、専門家の先生たちの意見も入っていると思いますので、意見はございません。
- 2番目の全面的に見直すものについても、以前のものより非常に簡潔になっておりまして、出願する場合、調査する場合もより調査しやすい項目になっていると思います。

9番のトルコぎきょうについてでありますが、この項目で見直すことについては問題はないのですが、現在、トルコぎきょうは我が国で品種の育成が他の国よりも進んで行われております。最近、新品種の育成で1つ育種目標として花もちを長くしようという考え方がありますので、今後、見直すときには花もち性についても少し見直していただけたらと

思いました。

続いて、3番目のこれまでの重要な形質を見直すものの中についても大きな問題はなかったのですが、これについては意見はございません。

4番目の形質の追加、用語等の適正化の見直すものについても、赤字で書かれている部分については問題は見当たりませんでした。それ以外で74番、ひまわりのことなのですけれども、ひまわりは最近、切り花用の品目として栽培が非常にふえています。種苗業者等の新品種の育成も切り花用の品種は日本で最も熱心に行われている品目だと思いますが、その育種の段階で開花時期を非常に育種目標として重要に考えておりまして、特性表のひまわりの5ページの14番の「開花期」ですけれども、ここには「極早」、「早」等の分け方になっておりますが、最近の品種は播種から開花まで50日、45日と非常に早まっております。現在あるそれらの品種はF1なので種苗登録等には出てきていないと思うのですが、今後、固定種でそのように極早で開花期が非常に早いものが出てくることも考えられますので、今後、こういったことについても御検討いただけたらと思っております。

以上、気がついたことです。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

トルコぎきょうなどはよく出てくるあれですね、地域ブランドなどでも、あのことですかね。花もちというような……。

- ○浅沼種苗審査室長 花もちという形質がある植物が別のところにもありますので、こういった育種の状況を見て必要があれば追加していきたいと思います。
- ○神田専門委員 わかりました。
- ○山口課長補佐 委員のおっしゃっているのは、要するに45日とか50日という極早タイプ の品種が今後ふえてくるだろう。今はF1だけれども、今後、固定種が出てきた場合に、 出願があったときに対応を検討しておいてほしいという御意見でよろしいのでしょうか。 ○神田専門委員 はい。
- ○山口課長補佐 今の段階では、例えば極早の中に区分された場合に、例えば同じ階級の中で区別性をまだ今までのところ、我々の経験の中では見たことがないのです。今後、そういう必要性が出てくれば、例えばヨーロッパでは穀物みたいなものの中では、例えばいわゆる同じ階級値の中で統計的に優位差があれば区別性があるという判断をしている例もございますので、そういったところを勉強させていただきたいと思います。
- ○土肥分科会長 はい。

それでは、きのこについてお願いしたいと思いますけれども、増野委員、お願いします。 ○増野専門委員 きのこ3種につきまして、はなびらたけ、ほんしめじ、まいたけという ことでございます。委員として諮問されたということで、この改正案といいますか、現行 と改正案というこの文面に関して言えば特にいいかと思うのですけれども、この分類表と いう、審査基準の案というところで見た場合に質問といいますか、何点かあるのですけれ ども、1つは重要な形質の中で「対峙培養」というのがあるのですけれども、これがこの 項目の中に、重要な形質に載っていれば、この順番とか位置とか多分関係ないというふう に理解するのですけれども、審査基準のほうには「参考」という言葉が全部ついているの ですけれども、このあたりが他の性質と比べて重要性がないという判断なのかどうかとい うことですね。従来のきのこの場合は遺伝的特性、生理的特性、栽培的特性という中で、 この遺伝的特性という中で対峙培養というのをかなり重視した審査が多分行われたと思う のですけれども、このあたりがどんな基準なのかということの質問が1点です。

それから、個別で行きますとほんしめじという品種につきまして、この審査基準の案の中に、最初の「ほんしめじー1」というところの上から5行目に、分類学的にはほんしめじであることを示すことが困難な場合、少なくとも云々ということで、はたけしめじとの区別試験をするということをうたってあるのですけれども、この「分類学的には」という意味ですけれども、私の理解では、例えばこのほんしめじというのは他きのこの32種と違っていわゆる菌根菌というきのこになりまして、木材腐朽菌ではないわけです。普通、自然界に生えているときには、まつたけと同じように山で共生ということで生えている。はたけしめじというのは普通は草地とかああいうころに生えていまして、生えている場所によって、その証拠があればこの位置に当たるのか、あるいはきのこになってしまって、きのこだけで分類しますと区別することが難しいという展開があると思うのですけれども、この「分類学的には」という、例えばこれは見たときに、私どもは自分たちが出願しようとするときにこれのはたけしめじとの区別をやったほうがいいのか、やる必要がないのかというときに、そのあたりをどう判断するのかということについての疑問がありました。それが2点目です。

あとその2つをちょっとお伺いしながらちょっと、ただこの諮問された現行と改正案というこの意味で言えば、特に問題はないというふうに私は思っております。

以上です。

○土肥分科会長 難しかったのですけれども、お願いします。

- ○浅沼種苗審査室長 対峙培養等の形質については、参考としていますのは、そのきのこの品種の特性そのものというよりは、ほかのきのことの種類、品種との関係において帯線というのですか、ああいうものができたりできなかったりということになりますので、出願品種そのものの特性ということではなく、相手との関係においての特性ということで参考として、我々は違う品種かどうかを見るときの参考としてデータは取りますけれども、実際のきのこの特性そのものを指すものではないということで参考という扱いにさせていただいております。
- ○山口課長補佐 委員の御指摘のありましたほんしめじとはたけしめじの関係については、この基準の1ページのところの一番最初の部分、基準の対象のところで分類学的にほんしめじであることを示すことが困難な場合、少なくとも形態的に特徴が似ている、先ほどおっしゃいましたが、きのこになってしまうとはたけしめじとほんしめじは非常にわかりにくいというところですけれども、はたけしめじの標準株との交配試験、あるいはDNA解析によってはたけしめじなのかほんしめじなのかをきちんと証明しなさいというふうに、ここの基準の最初の冒頭で触れてございますので、それをきちんと確認した上で、非常に難しい場合に、確認した上でほんしめじであればこの基準を使わせていただくという、そういう整理を考えております。
- ○増野専門委員では、出願した時点のあれになるということですね。
- ○山口課長補佐 まず第1段階としては出願者がはたけしめじですよと言って出願されてくる、あるいははたけしめじですよということで出願されてくるわけですけれども、それについて、出願者の判断が間違っている場合もありますので、それは審査の過程でどうなのかということは判断させていただいております。ですから、非常に難しいという話になれば、あるいはDNA分析をしたり、そういうことでほんしめじなのかはたけしめじなのか、特定をした上で最終的に登録する場合には、うちのほうできちんと種類を確認して登録をさせていただくようにしております。これはほかの植物も同じなのですが、新規の植物が出てくると往々にして分類上、違うものになっていたりする場合もあるのですが、審査の過程で、最終的には私どものほうで植物の種類をある程度特定させていただいて、出願時の種類とは違う形で修正させて登録していただくことがあるということで、それはきのこに限らず同じような形で対応させていただいております。
- ○増野専門委員 その考え方をここに示したということですか。
- 〇山口課長補佐 はい。

○増野専門委員 それと最初の対峙培養の件なのですけれども、区別性という点を見るときに、きのこの場合は非常に重視してきた特性だと思うのですけれども、この特性の位置づけが「参考」という言葉の中に、意味は今おっしゃったとおりだと思うのですけれども、特にその特質と重要性をこの中で表現しているわけではない、重要な特質は特記するのだというふうに理解してもよろしいということでよろしいでしょうか。

〇山口課長補佐 対峙培養につきましては、基本的に必ず対峙培養をしたデータについても出願者の方に出していただくようにしておりまして、菌として違うものであるという確認をまずしております。その上で、その菌がきのこになったときに、表現形としてどういう違いがあるのかということを確認するということです。ですから、あくまでも対峙培養というのは表現形になる前の菌の氏素性といいますか、そこが違うものであるというのを確認する、1対1の関係で確認をしているということでございます。特性としては、表現形を確認させていただくような形になっておりますので、それで対峙培養自身は特性形質ではなくて、参考の形質として扱わせていただいております。

- ○増野専門委員 わかりました。
- ○土肥分科会長 ありがとうございました。

以上で委員の方の御意見をいただくということが一通り終わったのですけれども、他の 委員から何かコメント、御意見がございましたらこの際、お願いいたします。特には皆さ ん、ございませんか。

特に皆さんございませんようであれば、今回の農林水産大臣からの諮問について、本審議会の意見を答申することになりますので、この事務局が現在御提案の重要な形質の改正案について委員の御意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

これまで各委員からいろいろ御意見等々いただいておるところでございますけれども、例えば、しかるべくUPOVのそういう場において意見を述べる、あるいは必要な場面が来た場合については今回のらっきょうのように見直しをする、そういうふうなことで対応させていただきまして、この原案について異議がなかったという扱いでよろしゅうございますか。御異議ございませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

○土肥分科会長 ありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしゅうございましたら答申文を。

〔「答申文(案)配付〕

○土肥分科会長 それでは、お手元に案が届いておると存じますので、答申文を次のよう にしたいと思います。

読み上げさせていただきます。

「平成22年3月4日付け21生産第9081号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。」以上でございます。

皆様、いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

○土肥分科会長 異議はないようでございますので、そのように進めさせていただきたい と思います。

それでは、これにて審議をいただく事項については以上でございますので、引き続き事 務局から最近の知的財産に関する情勢についての説明をいただきたいと思います。

それでは、お願いします。

③農林水産省知的財産戦略について

○山本課長補佐 私は知的財産企画班の山本と申します。

最近の情勢ということでございますけれども、平成22年3月1日、ことしの、つい最近ですけれども、「新たな農林水産省知的財産戦略」というものを我が知的財産課のほうで取りまとめまして、農林水産省全体の知的財産の戦略ということで策定し、公表いたしました。その概要につきまして、簡単に御説明したいと思います。

資料4ですけれども、 $1\sim16$ ページまでありますけれども、本文の分量がかなりございますので、その16ページの後からまた1、2、3 と 3 枚の概要がついてございますので、概要のほうで御説明をしたいと思います。

まず「基本的考え方」でございますけれども、農林水産業では、生産・加工段階における植物の新品種や技術開発の成果、こちらは特許ということですけれども、その活用ですとか、販売段階におけるデザインやネーミング、こちらは意匠権や商標権といった権利、こういう知的財産権になりますものの工夫、さらには、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった権利ということにはならない知的財産ですね。無形の価値・情報、こういった知的財産権にはならないけれども、無形の価値・情報というものがございますので、こういうものを含めて知的財産ということで、全体で知的財産戦略という形で考え

てございます。こういった知的財産により産物の付加価値が高められているところでございますので、こういったものを活用しまして、国内外の消費者のニーズに応じた付加価値の高い農林水産物・食品の生産・販売を実現することにより、農山漁村の6次産業化や国際競争力の強化と地域活性化につなげることを目的として、平成26年度までの5年間を実施期間とする新たな知的財産戦略を策定いたしました。

Ⅱの「対応方策」でございますけれども、大きく3つに分かれてございます。1、2、3になりますが、1「知的財産の創造・活用」、ページを少しめくっていただきますと2の「知的財産の保護強化」というものが2ページの一番下のほうにあります。3ページ目の真ん中より少し下に3「普及啓発・人材育成」ということがございまして、この3つに分かれてございます。

○土肥分科会長 2ページが飛んでおりますので、口頭のほうを聞いていただいて、お願いします。

〇山本課長補佐 済みません。ちょっとミスプリントがあったようですけれども、1「知的財産の創造・活用」の(1)「研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用」ということでございまして、イネや和牛などの遺伝子機能の解明・特許の取得を進め、画期的な新品種・新素材を開発。研究成果は適切に権利化し、戦略的に活用ということでございます。

また、研究開発の推進に当たっては、研究テーマの設定段階から出口を見据えて、知的 財産の活用を図りつつ、国自ら工程表を作成。さらに、研究開発及び成果の円滑な普及・ 産業化を図る仕組み(産学連携のバトンゾーン)を充実・強化するため、異分野や産学官 の連携による研究開発を促進するコーディネーターの全国配置、企業等による技術開発か ら改良・実証までの取組に対する切れ目ない資金の提供等を実施。革新的な技術により農 林水産物や自然エネルギー・バイオマス等の農山漁村に存在する資源の潜在力を最大限活 用し、素材・医薬品、エネルギー産業等の異分野を巻き込んだイノベーションによる新産 業の創出を追求するということでございます。

(2)「農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進」でございます。 農家の技術・ノウハウ (暗黙知)を農業者一般に利用可能な形に置き換えるAI (アグリ インフォマテイクス)システムを開発し、世界に例のない新しい農業の姿を目指す。 併せ て、AIシステムが生み出す知的財産の管理手法等について検討するということでござい ます。

- 次に、(3)「地域ブランドの発掘・創造支援」というものがございます。グローバルな競争の中で地域の農林水産業の持続的発展を図っていくため、ブランド価値の高い産品の発掘・創造に取り組む地域をきめ細かく支援してまいります。また、農林水産物・食品のブランド化推進策の一環として、地理的表示、地理的表示といいますのは決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示でございますけれども、それを支える仕組みについて、WTO(世界貿易機関)における議論の進捗状況を見極めながら、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討するということでございます。
- (4)「食文化の創造・活用」という項目でございます。地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援し、農山漁村の活性化を図ります。
- (5)「海外における日本ブランド展開」についてでございます。海外に日本食・日本食材の魅力を十分に伝えることや、我が国の高品質な農林水産物・食品の認知を高めていくことにより、我が国の農林水産物・食品の輸出促進を図ります。
- (6)「景観・伝統文化等の地域資源の再発見・活用」でございます。農村景観や伝統 文化等の地域資源を財産として活用し、グリーンツーリズム、地域資源活用ビジネスの創 出、教育の場としての農山漁村の活用といった取組を支援いたします。
- (7)「種苗の安定供給体制の確保」についてでございます。優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進いたします。
- 2 「知的財産の保護強化」でございますけれども、こちらはまた先ほどまでのものと項目が改まりまして、今度は知的財産をただ創造するという段階から、創造された知的財産の保護強化ということで1つくくっております。
- (1)「植物新品種の保護強化」でございます。大きく2つの項目に分かれておりまして、2ページ目の部分にありますのが〔審査の迅速化と権利侵害対策の強化〕、ページが変わりまして、3ページ目には〔東アジア植物品種保護フォーラム・品種保護制度の国際標準化の推進〕でございます。

最初の〔審査の迅速化と権利侵害対策の強化〕でございますけれども、海外審査当局との品種登録の審査データの相互利用の推進等により、現在2.6年となっている平均審査期

間を平成26年度には2.3年に短縮いたすということを目標といたしております。また、品種保護Gメンの体制整備やDNA品種識別技術の開発等により、権利侵害対策の強化を図ります。

「東アジア植物品種保護フォーラム・品種保護制度の国際標準化の推進」についてでございます。東アジア地域は、今後とも将来的な成長が見込める有望な市場である反面、植物品種保護制度の未整備な国が少なくないため、種苗や農産物の輸出・直接投資の障害となっております。このため、「新成長戦略(基本方針)」、これは平成21年12月30日、昨年年末に閣議決定されたものでございますけれども、こちらのほうにおきまして、下の注書きでございますが、「知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す」というふうな記述がございます。こういったものを踏まえまして、品種保護制度の整備に向けた協力の場として日本のイニシアティブにより設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を積極的に推進し、東アジア地域の品種保護制度のレベルアップを図るとともに、二国間協議等のあらゆる機会を利用して、すべての植物を保護対象とするUPOV91年条約締結を働きかけ、加盟国の増加につなげてまいりたいと考えております。また、我が国の開発品種の海外での迅速な権利取得のため、EU、アジア、オセアニア諸国との間で審査データの相互利用を進めてまいります。

- (2)「海外での商標権侵害対策」についてですが、我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録といったことがございまして、そういったものに対する統一的監視の体制を実施するための「農林水産知的財産保護コンソーシアム」といったものを成立いたしたところでございますので、その活動を充実・強化を図ってまいります。
- (3)「家畜の遺伝資源の保護対策」でございます。和牛の遺伝資源の適切な保護を図るため、全国に普及し得る和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築を図るとともに、「和牛」表示の厳格な運用を図ります。
- 3「普及啓発・人材育成」ということでございます。こちらは知的財産の創造などを支えますための人材の育成とか、知的財産意識の普及啓発を図るといった項目で1つにまとめております。
- (1)「知的財産相談のワンストップ化」でございますけれども、農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局に、知的財産についての総合的な相談に対応できる窓口を設置するとともに、普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図ります。

- (2)「現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上」についてでございます。農林 漁業者や食品産業関係事業者が、流通、貿易、料理、デザインなど多様な外部の人材との 連携・協働を図ることができるよう、本省・地方農政局において、外部の専門家の発掘・ 紹介や、セミナー等による情報提供を実施いたします。
- (3)「農林水産関係試験研究機関への普及啓発」でございます。研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等に対し、セミナー等を実施します。また、農林水産分野の知的財産専門家の不足を補完するため、知的財産担当者に対し、実践的なスキルアップ向上を目的とした対話型研修を実施いたします。

説明は以上でございます。

- ○土肥分科会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願い をいたします。
- ○北専門委員 1つだけよろしいでしょうか。
- ○土肥分科会長 どうぞ。
- ○北専門委員 DNAマーカーを使って品種を特定するという件に関してなのですが、現在ある例えば品種、例えばねぎならねぎ、これにDNAマーカーをつけるためにマーカーをつくった。そのマーカーについてホモ化した場合、もとの品種の特性は基本的に変わらないのだけれども、マーカーについては確実に区別性があるという場合はどのような取り扱いをしたらいいのか、どういうふうに考えたらよろしいのかということがちょっとわからないのですけれども。
- ○浅沼種苗審査室長 もともとある登録品種に後からマーカーを……。
- ○北専門委員 マーカー選抜をし直したと言ったらいいのでしょうかね。
- ○浅沼種苗審査室長 基本的に重要な形質が変化しない、あるいはそれが変化すると品種登録の取消になりますので、変化していない、例えば戻し交雑してもとにかなり近く、例えばコシヒカリなどは今BLシリーズで出そう、あんな感じで戻したりしてもとに近くするということなのでしょうか。特に遺伝子組換えとか……。
- ○北専門委員 例えば固定種だとDNAマーカーを持っているものだけを寄せ集めて、それで種を取ればもとと形は全然変わらずにマーカーだけでホモ化できて、要するに品種の特徴化がDNAレベルでできるという、もう技術的にはそういう技術が確立していますね。その場合、もとになった品種との関係というのは同じものとして取り扱っていいのか、別

ものとして取り扱うべきなのか、あるいは品種登録をし直すのかという。

- ○浅沼種苗審査室長 品種登録のし直しは、多分マーカーが違うだけではできないですね。
- ○北専門委員 回ってこないですよね、見た感じは変わらないわけですから。
- ○浅沼種苗審査室長 それは……。
- ○山口課長補佐 ちょっと難しい。
- ○浅沼種苗審査室長 実際には世代は変わっていく中で、どこかで選抜みたいなことが起ってはいるのでしょうね。
- ○山口課長補佐 一応、今のマーカーに着目してやった場合に、これは選抜行為みたいな ものがどこかで生じるのでしょうか。
- ○北専門委員 生じるのでしょうね、多分、そのマーカーについては、明らかに選抜して いますからね。
- 〇山口課長補佐 そうすると、それは恐らく育成行為はあったというふうになるのだと思うのですが、それで先行しているもとの品種との区別性が明確でなければ、出願していただいても品種登録がまずできないだろうというのが考え方としては整理できるのではないかと思うのですが。
- ○浅沼種苗審査室長 あとは、もとの品種と違う品種になってしまったのかどうかという ことですね。
- ○北専門委員 もとの品種の権利を侵害していることはないのですか、その場合は。
- ○浅沼種苗審査室長 重要な形質でもって区別できなければ、例えば他人の品種をそうやってマーカーでもって選抜をされたのであれば多分権利侵害する関係になると思うのですが、自分で持っている品種を通常の原種と同じものを維持するための何らかの選抜がされているのであれば、維持していくために何かそういう選抜行為がされているのであれば、当然その中にマーカーが1つ指標として加わったような形ということなのですかね。
- ○北専門委員 そうすると、DNAで品種を識別する技術をもし使おうと思ったら、もう 選抜段階でマーカーと品種、形態的なその特性を組み合わせながら同時並行でやっていか ないと品種特定はできないということに、後からつけられないですよね、マーカーという のは、探し出すことはできますけれども。
- ○浅沼種苗審査室長 今は大体後から見つけて……。
- ○北専門委員 後から見つけていますね、現段階は。
- ○浅沼種苗審査室長 最初にこれとこれとは区別性のある品種だとした段階で、ではどう

いうところのマーカーでもって、どのマーカーでもって区別性を見るかということになる と、最初に区別性のある品種かどうかわからない段階でマーカーでやっていくという手も あるのかな。いずれにしろ、区別性があるかどうかは重要な形質でもって見るということ ですね。

- ○北専門委員はい、わかりました。
- ○土肥分科会長 ほかにいかがでございましょうか。前嶋委員、どうぞ。
- ○前嶋委員 篤農家の技術、ノウハウを一般に利用可能な形に置き換えるシステムを開発する。あわせて知的財産の管理手法を検討ということですが、篤農家の技術、ノウハウというものが知的財産として見たときに、言ってみれば権利を持って管理すべきというテーマになるのかどうかというところをよく御検討をお願いしたい。というのは、一人の人がノウハウを持っていてほかの人が全くないわけではないとか、いろいろなケースが考えられるので、やみくもに知的財産だという位置づけにして権利みたいなものを認めていくというのは余りよろしくないのではないかという、そういう印象を私は持っています。

今後の話ですけれども、そういうものは十分注意、結局、最終目的は農業生産が振興されるとか、そういうことだと思いますので、本末転倒にならないようにお願いしたいということです。

- ○土肥分科会長 何かありますか。
- ○山本課長補佐 今の件は、そういったことも踏まえて検討を進めたいと思います。
- ○土肥分科会長 要は、そういう技術というのは一定のレベルを前提として高めるという、 そういう側面もあるし、そういう必要性もあるし、それから個別の特別な農林水産技術で、 しかもそれは一般的にすべきではないような、あるいは少なくともある地域から外に出す べきではないようなものを、それを全体として1つ守っていくというようなこともありま しょうし、特に農林水産技術というのは一般の電気とかエレクトロニクスとか機械とか、 そういったようなところと違う側面があるというのは委員がおっしゃるとおりだろうとい うふうに思います。

この農林水産知的財産戦略というのは見直しをしたということなのですけれども、一番 大きく前と変わった点はどこにあるのですか。お話を伺っておると、大体基本的に前にも 聞いたなという、私はそういう印象を率直に持ったのですけれども、例えば地方のそうい う局にワンストップサービスを設けるというようなことは前はたしかなかったなとは思っ て聞いたのですけれども、基本的に大抵は前のものとどの辺が違うのかなということを率 直に思ったのですけれども、どうなのでしょうか。

〇山本課長補佐 まず全体から申し上げますと、大きな構成は基本的には変わっておりません。1つ、最初に2のところから説明すると、知的財産の保護強化の植物新品種の保護強化という部分なのですが、確かに東アジアフォーラムにつながるようなことは前回の施策でもあったかと思うのですけれども、今回は新成長戦略という民主党政権の新しい成長戦略の中で、知的財産の保護体制というものを東アジア地域で構築するということが打ち出されておりますので、そういった取り組みとの関連ということで、今後、東アジア植物品種保護フォーラムなどの活動を中心にいたしまして、東アジア地域の品種保護制度の、その保護の強化を図っていくというようなことを強く打ち出したところでございます。

また人材育成のところでは、先ほど、確かに単品で見れば知的財産相談のワンストップ 化ということが新しいのですけれども、1つ大きな考え方の転換としましては、これまで は前回の戦略におきましては、むしろ生産者に直接というよりも、普及員ですとかそういった人たちへのまず人材育成というものを中心にやって、そちらのほうからまた 2 段階で 現場のほうにというような構造でまず普及員等の育成を急いでやるというお話になっていたのですが、3年間、それが一段落いたしまして、今後はまず農政局においても6次産業 化支援ということで、知財単体というよりも、まさに産業化に向けた活動の中で知的財産 面のサポートを強化するということもやりますし、また農政局等におきましての現場向けのセミナー等の実施等を図ってまいるということで、さらに一歩進めたいというふうに考えております。

また個別に幾つか新規の球として入っておりますのは、1の(4)の食文化の創造・活用といったところがございまして、こちらは項目として大きな項目ではないですが、小項目としては全く新規になりまして、料理自体を1つの知的財産というふうに考えまして、そういった地元の食材などを使ってそういったものの知的財産権の取得や農村活性化につなげるというようなことを設けてございます。

○土肥分科会長 なるほど、コンテンツ戦略というようなところでこういう話もしたこと があったと思うのですけれども、わかりました。

ほかに何かございますか、どうぞ、野原委員。

○野原委員 私は育成・出願する立場で、あえて誤解を少し生じやすいのですが、やはり 自家増殖の問題というのが1つ大きな問題で、ここでもう一度見直していただいて、この 辺もきちっとされると知的財産権というものももう少しよく活用もされますし、いい経済 効果が出ると私は信じているのですが、なかなかこの辺が困難なことはよくわかっている わけですが、ひとつ今後の課題として継続的にお願いしたいと、こう思っております。

- ○土肥分科会長 確かにここは原則と例外を入れ替えるというようなことで、話としては 合意があったような、そういう方向に進んでいくという方向ではなかったかというふうに も思うのですけれども、その辺の継続性を十分踏まえていただいて、今後反映していただ ければというふうに思いますけれども。
- ○浅沼種苗審査室長 今、法律の規定そのものをひっくり返すというところまではまだ行っていないのですが、いろいろ現場の御意見、農家のほうの御意見等も聞きながら、また出願者、育成権者側の意見も聞きながら、今、自家増殖の制限されている植物の表が80幾つか載っていますけれども、あそこをもう少し追加していく等の作業は着々と進めたいということで今作業はしております。
- ○土肥分科会長 着々と進めていただく約束なのだということなのですね。
- ○浅沼種苗審査室長 はい。
- ○土肥分科会長 そういうことを詰めていただきたいということだと思います。 ほかにいかかでございますか、よろしゅうございますか。

予定していただいていた時間は5時までいただいておったかと思いますけれども、相場としては大体2時間ぐらいということかと思いますので、もし皆さんの中で特に御発言等がなければ、これで種苗分科会を終わらせていただきたいと、こう考えております。よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何か御連絡がございましたら。

○浅沼種苗審査室長 本日は大変貴重な御意見、どうもありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、これから早急に告示改正のほうの作業をしてまいります。 今後とも種苗行政の円滑な推進に向けて御指導、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○山本課長補佐 どうもありがとうございました。

4. 閉 会